

平成 26 年第 4 回更別村議会定例会会議録(1 日 目)

平成 26 年 12 月 10 日

- 1 出席および欠席の議員は別表 1 のとおりである。
- 2 会議事件は別表 2 のとおりである。
- 3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席したものは別表 3 のとおりである。
- 4 本会議の書記は下記の者である。

事務局長 末田晃啓 書記 酒井智寛
書記 南雲美幸

		議 事
議 長		ただいまの出席議員は、7 名であります。 定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 4 回更別村議会定例会を開会いたします。 (10 時 00 分) 村長より招集の挨拶があります。
村 長	岡出村長	本日ここに、平成 26 年第 4 回更別村議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。 まずこの度、介護保険事業におきまして、きわめて不適切な事務処理にて受給者に多大なご迷惑をおかけし、また介護保険事業の信頼失墜にいたりしましたこと、深くお詫びを申し上げる次第でございます。誠に申し訳ありません。かかる事態を重く受け止めまして、厳正に対処するとともに、再発防止と信頼の回復に全力をつくしてまいりたいと思っております。 村内の情勢につきましては、農業者をはじめ、農業関係者のご努力によりまして、豊穰の年とはなりましたが、一方で急激な円安、消費税のアップ、大幅な電気料金の再値上げなどの影響をもろに受けまして、村内経済は厳しい情勢と受け止めなければならないところであります。 こうしたことから、先般の臨時会にて、福祉灯油等の支給を行うことといたしました。が、現在衆議院議員総選挙が行われており、村の経済が活性し、真の地方創生となるよう、また T P P から農業、農村を守ることなどを国等に要望するなどし、重点的に取り組まなければならないと思っております。 本年度の村づくりも残すところ 4 ヶ月をきりましたけれども、本年度計画の事務事業の総点検をはかるとともに、諸課題山積の情勢をふまえて村づくりに全力を傾注してまいります。 本定例会におきましては新規条例の制定と、条例廃止や一部改正の件、村有財産の譲与の件、指定管理者指定の件、消防の広域化に関する案件など 15 件と、一般会計他各会計補正予算 6 件のあわせて 21 件の議案についてご審議をお願いすることといたしております。 よろしく願いを申し上げ、開会にあたりましてのご挨拶といたしま

		す。
議	長	村長の挨拶が終わりました。
		ただちに本日の会議を開きます。
		本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりであります。
議	長	日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
		会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、
		1番高木さん、2番高橋さんを指名いたします。
議	長	日程第2、議会運営委員長報告を行います。
		先の本会議において、議会運営委員会に付託いたしました本定例会の
		議事、運営等に関し協議決定した内容についての報告を求めます。
		松橋議会運営委員長
議会運営委員長		議会運営委員会において、協議決定した内容をご報告いたします。
		先に第4回村議会定例会の議事、運営等に関して、議長から諮問があり
		ましたので、これに応じ12月3日午前10時00分より議会運営委員会
		を開き、付議事件および議事日程ならびに会期等について慎重に協議を
		いたしました。
		その結果、会期については、提出案件の状況などを考慮し検討した結
		果、本日から12月16日までの7日間と認められました。
		以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運
		営が円滑に行われますよう、よろしくお願い申し上げます。
議	長	委員長の報告が終わりました。
		なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。
議	長	日程第3、会期決定の件を議題といたします。
		おはかりいたします。本定例会の会期は、本日より16日までの7日間
		といたしたいと思います。
		これにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、会期は7日間と決定しました。
議	長	日程第4、諸般の報告をいたします。
		諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたから、ご了承願
		います。
		次に、総務厚生常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求
		めます。
		堂場総務厚生常任委員長
総務厚生常任委員長		総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をいたします。
		本委員会は、所管事項について下記により調査をしたので、会議規則
		第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。
		調査日時ですが、平成26年10月10日午前10時00分から、平成26
		年12月2日午前9時00分からの2回開催しております。
		調査場所ですが、更別村議会議員控室、更別農村公園、旧帯広開発建
		設部十勝南部農業開発事業所。調査事項ですが、更別農村公園再整備の

進捗状況について、二つ目が開発跡地の現状と活用の方向性について。

経過ですが、委員4名および議長の出席により、調査事項について企画課長等の出席をもとめ、調査を行いました。

調査の結果ですが、1、農村公園再整備の進捗状況について

農村公園の再整備や子どもに魅力的な大型遊具などを設置することにより、市街地の交流人口の増加と活性化を図るものである。工事場所は既存の農村公園敷地と旧更別幼稚園跡地で、面積は9,770 m²である。工事内容は、大型遊具設置1基、健康遊具設置7基、遊歩道整備253.2m、駐車場整備1,856 m²、旧遊具補修、トイレ設置、その他の施設としては、八角シェルター、水飲み場、ベンチ、LED街灯等が設置となっております。工期は平成26年10月30日までで、10月1日現在の進捗率は95%である。供用開始は10月26日を予定している。安全対策として大型遊具利用に関する注意喚起看板の設置、日本公園施設業協会の遊具の安全に関する基準に準拠した対象年齢のステッカー、個別注意シールが貼付されている。なお、現地調査により工事の内容、安全対策について確認した。また委員により意見として次の発言がありました。一つ目は安全性が最も懸念されるので、あらゆることを想定して安全対策を施すべきである。二つ目は委託業者が行う定期点検だけではなく、月に1回程度は職員による日常点検を行うべきである。二点が委員からの指摘事項、発言がありました。

2、旧開発跡地の現状と活用の方向性について

村では民間における特産品開発の取組みに対し支援する特産品開発チャレンジ事業を創設し、旧開発庁舎での事業展開につなげていくこととしている。また、特産品の加工・販売施設を整備し、特産品販売を通じた経済効果、雇用の場の創出による人口流入、集客事業による交流人口の増加を目指して施設の整備が検討されている。さらに、本年11月にまち・ひと・しごと創生法が成立したことに伴い設置された、更別村まち・ひと・しごと創生本部とも連携し、施設整備を検討することとしている。再整備された農村公園を多くの方が利用しているので、これらの利用者が立ち寄れるような施設の整備が望まれる。また、旧開発庁舎を視察し、傷み具合などを確認したところ、活用が可能な状況と認められるので、旧開発庁舎を活用するのであれば早期に検討を進めるべきである。以上、報告いたします。

議長

次に、産業文教常任委員会の閉会中における所管事務調査の報告を求めます。

高木産業文教常任委員長

産業文教常任委員長

産業文教常任委員会所管事務調査報告を行いたいと思います。本委員会は所管事項について下記により調査をしたので、会議規則第77条の規定により、調査の概要を報告いたします。

調査日時 平成26年12月1日月曜午後1時30分

調査場所 更別村議会議員控室、更別村農村環境改善センター

調査事項 1、農作物の収穫状況についてを調査事項とし、当年見込の

農作物の生産数量、販売数量等の状況を把握し、基幹産業である農業の安定的持続経営に向けて調査した。2、農村環境改善センター改修の状況および図書室における書架増設の状況についてを調査事項とし、施設の利活用の向上及び暖房環境について、書架増設及び電算化管理システムの導入による利便性について調査した。

経過 委員5名および議長の出席により、調査事項について産業課長並びに教育次長の出席を求め調査を行った。

調査の結果1、農作物の収穫状況について

農作物の状況は、小麦が冬の小雪や春の干ばつの影響を受けたが、その他の農作物は順調に生育した。甜菜も植え付け時期の霜で心配されたが、数量、糖分とも昨年を上回る見込みである。生産数量においては、小麦を除き前年度対比5～20%増となった。野菜類では、アスパラガス、キャベツの作付が減少、玉葱の作付が増加している。小麦では、きたほなみの品種に変わり、計画数量を超えたのは一度だけと生産が伸び悩んでいる。品種変更には数年を要するため、対策に苦慮している。販売金額においては、金時の一等の割合が42.1%を占め、生産増も含め昨年来を大きく上回る見込みである。更なる販売数量の拡大においては、六次化による商品化が必要となる。畜産物においては、販売数量は昨年並みであるが、生乳量は減少、肉牛についても減少している。乳価の上昇等が反映されているため、金額が昨年並みである。経営状況は、物価高騰、飼料、光熱費の値上がりで厳しい状況が続いている。生産、販売の実績だけでは把握できない部分も多く、今後は経営全般にわたる調査が必要である。現場における作況調査については、生育時に年1度の調査と災害被害時に行うことが必要と確認し、調査とする。

2、農村環境改善センター改修の状況及び図書室における書架増設の状況について

施設改修は、暖房対策、外壁塗装、ロビー改修、事務所改修、LED化等で利用者の利便性の向上を図ることを目的に行われた。暖房対策においては、従来のボイラーによるものの他、補助熱源として温風暖房機を各部屋に設置、内窓を新設し保温も行った。利用施設個別に対応ができ、効率性が上がった。ロビー、図書館を増設し、利便性が向上した。今後は改修後の施設のPRを積極的に行い、利用促進に向けて取り組みを進める必要がある。図書室においては、書架増設により4万冊を所有し様々なジャンルに対応している。書架を低くすることにより安全性、明るさが増し利用しやすくなった。電算化による書籍管理も整備され、検索等利用者にも利便性が増した。管理ソフトには教育用の低価格のものを使用し、小規模な図書館に必要なものだけを取り入れている。業務的には大変な部分もあるが、更別らしい特色のあるものを目指し利用促進につなげていきたい。以上、報告いたします。

これで常任委員会の報告を終わります。

日程第5、一般行政報告を行います。

一般行政報告は文書で配布されております。

議長
議長

		これで村長からの一般行政報告を終わります。 これから一般行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第6、教育行政報告を行います。 教育行政報告は文書で配布されております。 これで教育長からの教育行政報告を終わります。 これから教育行政報告に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	日程第7、議案第59号、更別村リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例制定の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第59号、更別村リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例制定の件でございます。更別村リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。理由であります、更別村リサイクルセンターにつきましては、平成4年にですね、開設しこれまで運用してきてございますけれども、この度適正な管理運営を図るため、この条例を制定しようとするものでございます。2の要旨といたしましては、更別村リサイクルセンターの設置目的、名称及び維持、管理、事業内容、手数料等について定めるものでございます。なお、条例内容等について荻原住民生活課長に補足説明をいたさせます。よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。
議	長	荻原住民生活課長
住民生活課長		私より本条例制定に関わる補足説明を申し上げます。次ページの条例案をご覧くださいと思います。第1条ですけれども、一般廃棄物の減量及び資源ごみの再生利用を促進し、廃棄物の適正な処理を図ることを目的とする施設の設置目的について規定してございます。第2条でございます。施設の名称とその所在について規定してございます。第3条でございます。条例中の条文で使われております村民等と資源ごみの用語の意義について規定してございます。第4条でございます。センターにつきましては管理、更別村が行いますけれども、必要であると認める場合につきましては、適正な業者等に委託することができるという規定を設けております。次、第5条でございます。センターが行います事業につきましては、その詳細を第1号から第5号まで規定してございます。2ページ目をご覧くださいと思います。第6条でございすけれども事業系一般廃棄物のうち、生ごみ類に限りまして1キログラムにつき5円の手数料を徴収し、受け入れることとするなど、事業系生

		ごみに対する規定を設けております。なおこの手数料料金につきましては、11月21日に開催されました使用料等審議会に諮問いたしまして、認められておりますことをご報告申し上げます。第7条は委任について規定してございます。本条例に基づく施行規則については、お手元の議案資料でございます、1ページをご覧くださいと思います。1ページから2ページに取りまとめてございますので、お目通しを願いたいというふうに思います。最後に附則といたしまして、この条例につきましては平成27年4月1日から施行するものでございます。以上で、本条例に関わる補足説明といたします。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 ありませんか。
2番高橋議員	2番 高橋さん	ただいま議題となっております議案第59号、更別村リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例の制定の件は、なお慎重な審査の必要が認められますので、総務厚生常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。各位のご賛同をお願いいたします。よろしく願い申し上げます。
議	長	ただいま、2番高橋さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。 したがって本動議をただちに議題として採決いたします。 おはかりいたします。 本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。
議	長	おはかりいたします。 議案第59号、更別村リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、議案第59号、更別村リサイクルセンターの設置及び管理に関する条例制定の件を総務厚生常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議	長	日程第8、議案第60号、更別村国営土地改良施設の管理に関する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第60号、更別村国営土地改良施設の管理に関する条例制定の件で ございます。更別村国営土地改良施設の管理に関する条例を別紙のとおり

議長
産業課長

り制定するものでございます。理由であります、平成26年度で整備を終える国営かんがい排水事業の肥培施設について、土地改良法第94条の3第1項の規定により村が譲与を受ける施設管理のため、この条例を制定しようとしているものでございます。本条例の内容につきまして、佐藤建設水道課長に補足説明をいたさせますので、よろしくお願い申し上げます、提案説明といたします。大変失礼をいたしました。安部産業課長に補足説明をいたさせます。よろしくお願い申し上げます。

安部産業課長

はい、それでは私の方から更別村国営土地改良施設の管理に関する条例の制定の件について補足説明させていただきます。次ページをお開きください。第1条に関しましては、国より授与された施設の維持管理を行うためという本条例の目的を規定しております。第2条においては村に譲与を受けることになる施設の名称について規定しております。第3条の施設の管理についてですが、土地改良法94条の3第1項により、土地改良区市町村その他農林水産大臣の指定するものにその施設を譲与することができるものと規定されており、更別村を施設管理者として規定し、その管理においてはですね、管理団体について管理委託をできるということについて定めております。第4条の管理委託料ですが、無料とするということで謳われています。これはですね、日頃の管理者である使用団体が使うということであって、広域性の観点から村が管理するものではないため、日常の営農を要する施設であるということの観点からですね、費用負担について委託管理者が費用負担について委託料を無料とするということを定めたものでございます。第5条は管理等怠ったときの管理委託の取り消しについて定めたものでございます。第6条につきましては、肥培施設の適正管理を行うための使用許可の条件について定めているものでございます。第7条の施設使用料の関係ですが、これは無料と定めているものです。これは将来的な更新、改築等についても管理者における自主管理となる形態であるため、村が更新費用のための使用料を徴収し積立ててその更新にあてるものではない、ということであるため、無料とするものでございます。この無料の条項に関しまして11月21日の使用料等審議会に諮問し、認められたものでございます。第8条は肥培施設の維持管理費用につき、使用者の営農における施設であるため、施設の維持修繕等に関する費用も管理者がすべて負担するということを謳っております。第9条は施設の改築に関する手続き及びその費用についてを定めたものでございます。第10条は使用者に違反行為があった場合の使用許可の取り消しについて、第11条は使用者の過失等による肥培施設の損害につき、現状回復を命じることができるということの規定について定めたものでございます。最後にですが、附則としてこの条例は平成27年4月1日から施行するということを謳っております。以上で補足説明を終了させていただきます。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

		ありませんか。
		6 番 堂場さん
6 番堂場議員		ただいま議題となっております、議案第 60 号、更別村国営土地改良施設の管理に関する条例制定の件は、なおいっそう慎重な審査の必要が認められますので、産業文教常任委員会に付託の上、会期中に審査されますよう動議を提出いたします。各位のご賛同をお願いいたします。
議 長		ただいま 6 番堂場さんから所管する常任委員会付託の動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。 したがって本動議をただちに議題として採決いたします。 おはかりいたします。 本動議のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、所管する常任委員会付託の動議は可決されました。 おはかりいたします。 議案第 60 号、更別村国営土地改良施設の管理に関する条例制定の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることにいたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、議案第 60 号、更別村国営土地改良施設の管理に関する条例制定の件を産業文教常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定しました。
議 長		日程第 9、議案第 61 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村 長	岡出村長	議案第 61 号、更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村特別職の職員で常勤のものの給料の支給の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。1 の理由でありますけれども、冒頭のご挨拶の中でお詫びを申し上げましたところでありますが、この度の高額医療合算介護サービス費給付の大幅な遅延によりまして、被保険者に多大なご迷惑をかけ、また介護保険事業に対する信頼失墜に対する責任者処分として、平成 27 年 1 月分の給料に限り、村長については給料月額 10%以内、副村長については給料月額の 5%以内で減額支給するため、この条例を制定しようとするものでございます。2 の要旨であります、村長の給料月額 650,000 円を 585,000 円に、副村長の給料月額 576,000 円を 547,200 円とする規定を条例、本条例附則に加えるというものでございます。次のページをお願い申し上げます。改正

		条例の本文でございますが、ただ今ご説明のとおりの内容で改正をするものでございます。附則といたしましては、この条例は公布の日から施行するということとしてございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議 長		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
4 番松橋議員	4 番 松橋さん	その間違いがあつてお二人が減俸しますよと、減額しますよ、ということは理解をしましたんですけども、その間違つた原因というのは、一番の要因はどういうことなんでしょうか。間違つたというか、間違つて村民に迷惑をかけた理由というのを。
議 長 副 村 長	三好副村長	この制度につきましてはですね、平成 20 年度に創設された制度ということでございます。その後、事務は進めていたところでございますけれども、担当者の異動、人事異動等によりまして、担当者ですね、制度の理解不足、それから事務処理ミス、そういったものですね、重なつて今回のサービス給付費のですね、支給、給付がですね、遅延したという内容でございます。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん	私どもも介護保険については非常に難しいというか、なかなか理解できないところがあります。それでもらった文章によりますと、その不服申し立てというのは一月以内に下さいよと、下に必ず書いてあるよね。そういうその難しいというか、国で決められた制度ですから、国のやることは僕らも信用していますし、今、言われたように理解度がなかったということは、僕らと同じような、僕らは払っていく方ですから、ちょっと問題ないでしょうけれども、行政に対して難しいというか、特に介護保険、非常に難しいですよね後期高齢者の方も含めまして。それでそういう説明をされても、これ村民の皆さんに聞かれた時に、いや勉強不足でしたから間違えましたと。で首長と副長は責任をとって減額しますよと、それはそれで理解せにやいかんのでしょうか、それで村民の人、たとえば、いや間違えました、勉強不足で、それだけで理解できますか。僕はちょっと納得いかないと思うんですけども。どうでしょう。いや、ちょっと言い方悪ければもう一回再質問したいんですけども。
議 長 4 番松橋議員	4 番 松橋さん	いやあ、勿論あの行政ですし、役場から来る文書は完全に信用しているわけですね。まあそれが 2 年に逆らつて間違っていましたよと。それで勉強不足でしたよと。果たしてそれでいいんですか、って聞いているんですけど。単純な質問だと思うんですけどね。
議 長 村 長	岡出村長	我々はですね、この事業のプロでなくてはいけないと思っているんですね。その中でこういう事態を受けたということは本当にお詫びのしようもないわけでありまして。したがってですね、これは再発防止とか、な

		用料を設定するものであります。半面の使用料につきましては、夏は 150 円、冬は 180 円とするものでございます。附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議 長		説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
	6 番 堂場さん	
6 番堂場議員		ただ今の件ですが、理由については半面使用料を設定するためにこの規定を設けるということなのですが、全面と半面と半分に分けるということが、仕切ることができるんですか、体育館で。っていうのは、暖房料なんかは完全にもう全面も半面も同じだと思うんです。そういう面からいって、今まではこのような一つの使用料の設定だったんでないかなという理解をするもので、その辺ちょっと。
議 長		新関教育次長
教 育 次 長		今回ですね、半面の使用料の設定なんですけれども、従来はですね、学校開放というようなことで、体育館全面、団体利用ということで、個人利用ではないんですけれども、団体利用ということだったんですけれども、最近利用者の中で同じ日に、実際は半面しか使ってなくてですね、同じ日に二つの団体が利用したいというような事例が出てきてまして、そういうことからしますと、今まで全面のみというような設定でありましたので、実態に合わせて、団体利用者が利用しやすいようにということなので、今回設定させて頂いております。実態としてバレーボールですとか、卓球の少年団的なクラブが活動してしまっていて、その部分ということですので、実際は完全に仕切ってやらなくても利用はできているというようなことですので、利用者の利便性というようなことで、今回提案させて頂いております。以上です。
議 長		ほかにありませんか。
	6 番 堂場さん	
6 番堂場議員		ただ今の説明で理解はいたします。ということは、利用者が極端にいうと、使用料が少し上がったということの理解にもつながるんですが、そういう理解でもいいんですか。半面を二つの団体で使えば、290 円だったやつが今度は 300 円になると。350 円だったのが 360 円になる、という状況になりますね。ということは、使用料が上がるということにもつながるんで、そういう理解でもいいんですか。
議 長		新関教育次長
教 育 次 長		現在ですね、一団体が利用する場合は全面ということですので、夏であれば 290 円ということなんですけれども、今後は半面のみを利用するという申請であれば、半面分の 150 円ということですので、今まで全面、半面しか使わなくても全面というようなことだったんですが、実際は半面利用ということですので半額ということに金額的にはなりますので、実際は値上げするというようなことにはならないのかな、というふうに考えています。以上です。

議 長 6 番 堂 場 議 員	6 番 堂 場 さん くどいというか理解できないんで聞くんですが、半面ずつ二団体が使用する場合は、半面の料金を使う二団体に払うんですか。そうすると倍になりますよね。そうでなくて、半面使用するよっていうので区切るあれがならないんで、もし半面ずつ使いたいよっていう団体が二つできた場合は、両団体が 150 円ずつ払うんですよ。そうすると全面的なのが、今まで 290 円だったのが、10 円上がるということになるんで、その辺を聞いただけであって、今までは、あれでしょ、全面 290 円払えば、二つの団体、半分ずつ使おうやって言えば 290 円で使えたんだよね。だけど今度一団体だけが半分だけしか使いたくない、後は使わなくていいんだっていうために、こういうのを設定したっていうのはよくわかるんですが、今聞きたかったのは、そういうふうに二つの団体があつた場合は値上げになるという理解をしていいんですか、っていうこと。
議 長 教 育 次 長	新関教育次長 大変失礼しました。理解していなくて、答えがあれだったんですが、単純に利用料の計算上ですね、10 円単位というようなことだったものですから、ご指摘のとおり結果としては端数処理の関係で値上げしたような形になってしまっているような状態ではあるとは思いますが、実態としてはですね、はい。
議 長	ほかに質疑ありませんか。
議 長	(ありませんの声あり) これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議 長	これで討論を終わります。 これから議案第 62 号、更別村学校開放事業施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長	この際、暫時休憩いたします。 午前 11 時 00 分まで休憩いたします。(10 時 50 分)
議 長	休憩前に引続き、会議を開きます。(11 時 00 分) 日程第 11、議案第 63 号、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村 長	岡出村長 議案第 63 号、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村重度

心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。1 の理由であります。次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成対策推進法等の一部を改正する法律の交付に伴い、母子及び寡婦福祉法が改正されたことから、関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものでございます。2 の要旨でございますが、1 といたしまして、法律母子及び寡婦福祉法から、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められたこと。2 といたしまして母子及び父子並びに寡婦福祉法に配偶者のない男子が規定されたことに伴い、父子家庭の父及び児童の定義を改めるということ。3 といたしまして北海道が行う福祉医療の補助要綱との整合を図るため、関連条文を改めるものであります。次のページからですね、次のページが改正する条例の本文でございますが、それぞれの条文の中の文言につきまして、ただ今申し上げたとおりの改正を行い、文章の条文の整理を行うものでございます。次のページをお願い申し上げます。附則といたしまして、この条例は交付の日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用することといたしてございます。以上、提案説明を申し上げ、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
(ありませんの声あり)
- 議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。
(原案賛成の声あり)
- 議 長 これで討論を終わります。
これから議案第 63 号、更別村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第 12、議案第 64 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
岡出村長
- 村 長 議案第 64 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件であります。更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。1 の理由であります。健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を改正しようとするものでございます。2 の要旨であります。1 といたしまして出産育児一時金に

つきまして、390 千円を 404 千円に改めるということであります。14 千円のプラスであります。2 といたしまして更別村健康保険規則、国民健康保険規則の一部を改正し、産科医療補償制度に係る加算額を 30 千円から 16 千円に、14 千円をですね、減じまして出産育児一時金の支給額 420 千円を維持しようとするものでございます。次のページをお願い申し上げます。改正する条例の本文でございます。現行と改正後の対比を載せてございますが、出産育児一時金につきましては、390 千円を 404 千円に改めるということ、そして第 8 条の下段にございますけれども、30 千円を上限として加算するものとするという条文につきましてはですね、これは規則で 30 千円としていたものを、16 千円に規則で改めるということにするものであります。この改正につきましては、資料として提出をしておりますが、資料の中でわかりやすく対比をしておりますが、これについてちょっと見ていただきたいんですが、2 番目のですね産科医療補償制度という欄でございますが、出産育児一時金につきましては条例で 390 千円から 404 千円に引上げると。産科医療補償制度、これは規則で定めるものでございますが、これを 30 千円から 16 千円に改め、合計で現在の支給額 420 千円、27 年 1 月以降につきましても総額では 420 千円を維持しようするものであります。また本文に戻っていただきまして、附則といたしましてはこの条例は平成 27 年 1 月 1 日から施行する、2 の適用に関しましては、施行日前に出産した被保険者に係る更別村国民健康保険条例第 8 条の規定による出産育児一時金の額は、なお従前の例によるということにしております。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。
ありませんか。

議 長

(ありませんの声あり)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

議 長

(原案賛成の声あり)
これで討論を終わります。
これから議案第 64 号、更別村国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 13、議案第 65 号、更別村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

村長	岡出村長 議案第 65 号、更別村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件でございます。更別村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。1 の理由でございますが、平成 27 年度以降の畑地かんがい用水分担金について施設の普及促進の継続と札内川地区畑地かんがい施設維持管理協議会を構成する他の自治体との均衡を図ることから、基本額及び栓数割の額を改正するため、この条例を制定しようとするものでございます。2 の要旨でございますが、基本額を 1 栓につき 70 千円、栓数割として 2、3 栓目は 1 栓につき 5 千円とするため、別表を改正するものでございます。次のページをお願い申し上げます。改正条例の本文でございますが、現行はこの表の中に年度の区分として平成 26 年までと平成 27 年度からに分けてあったものを、この区分をとってしまうということ、そして平成 27 年度から基本額 1 栓につき 80 千円、また栓数割につきましては、2 栓目以降につきまして 1 栓につき 5 千円とあるものです。平成 26 年度までと同様に、同じような額に統一をするということでございます。附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行することといたしてございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしく申し上げます。
議長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
議長	質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。
議長	これから議案第 65 号、更別村畑地かんがい用水施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議長	日程第 14、議案第 66 号、更別村商工会館条例を廃止する条例制定の件及び日程第 15、議案第 67 号、村有財産譲与の件の 2 件を一括議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村長	岡出村長 議案第 66 号、更別村商工会館条例を廃止する条例制定の件であります。更別村商工会館条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものでございます。理由でございますが、更別村市街地活性化実施計画に基づ

く交流拠点施設の整備に伴い、商工会館機能を民設の交流拠点施設に移行することから、当該条例を廃止しようとするものでございます。次のページが廃止する条例の本文でございます。次に議案第 67 号、村有財産譲与の件であります。次のとおり村有財産を譲与したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。1 の譲与財産でございますが、建物、所在といたしまして、更別村字更別南 2 線 92 番地 10、構造であります木造 A L C 壁造 2 階建、床面積 318.33 ㎡、2 の譲与の相手方でございますが、更別村字更別南 2 線 92 番地 10 更別村商工会会長高木修一でございます。譲与の理由であります、当該財産は昭和 62 年の国鉄広尾線廃止に伴う代替輸送バスの待合所を建設するため、更別村商工会が所有する商工会館の寄附を受けるとともに同商工会の所有地を無償で借り受け、商工会館と更別市街バス待合所を併設する建物として村が整備したものであり、整備後は同商工会が管理運営を担い、地域商業振興活動の拠点として使用されてきたものであります。今般、同商工会から、更別村市街地活性化実施計画に基づく交流拠点施設整備事業の円滑な実施を図ることを目的に同施設の譲与の要望があり、当該財産建設の経緯や管理運営の状況を踏まえるとともに、同商工会の活動を支援するため、当該財産を譲与するものであります。4 の譲与の条件でございますが、譲与財産は、一定の期間、商工会館及びバス待合所として活用するものとするものであります。5 の譲与年月日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日としてございます。商工会館条例を廃止し、その財産を商工会の方に譲与するというところでございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、これから議案第 66 号及び議案第 67 号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(ありませんの声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第 66 号及び議案第 67 号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議 長 これで討論を終わります。

これから議案第 66 号、更別村商工会館条例を廃止する条例制定の件及び議案第 67 号、村有財産譲与の件を一括して採決いたします。

議案第 66 号及び議案第 67 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 66 号及び議案第 67 号は原案のとおり可決されました。

議 長	日程第 16、議案第 68 号、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村 長	議案第 68 号、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件でございます。更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者を次のとおり指定しようとするものでございます。1 の管理を行わせる公の施設の名称でありますが、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークであります。2 の指定管理者となる団体の名称でございますが、株式会社さらべつ産業振興公社代表取締役江本信吉。3 の指定の期間でありますが、平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものであります。理由でありますが、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定によりまして議会の議決をもとめるものでございます。なお本件に関し、資料を提出しております。資料の内容説明等について、吉本総務課長に補足説明をいたさせますので、よろしく願いを申し上げます。以上、提案説明といたします。
議 長 総 務 課 長	吉本総務課長 補足説明をさせていただきます。議案資料の 4 枚目をお開きください。資料、議案第 68 号でございます。一つ目の公の施設の名称及び所在地でございますが、名称は更別村情報拠点施設、所在地につきましては起債のとおりでございます。2 の、二つ目の名称でございますが、さらべつカントリーパークでございます。2 の募集概要でございますが、一つ目としまして応募資格でございます。更別村内に事務所または事業所を有する団体であること、法人格の有無を問わないというものでございます。2 の応募条件でございます。更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの両施設を一括管理運営することができる団体であること。更別村情報拠点施設に併設している更別駐車公園、北海道所有でございますけれども、管理業務を受託することができる団体であることの条件を附しております。三番目の指定管理候補者でございます。(1) としまして選定対象団体でございますが、株式会社さらべつ産業公社、それから(2) の候補者の団体でございますけれども同じでございます。4 の候補者選定日程でございますが、(1) としまして第 1 回の指定管理者選定委員会を平成 26 年 10 月 21 日に開催してございます。内容でございますけれども、指定管理者募集要領の検討、公募方法の確認、申請書様式、選定基準、審査項目等の審査をしております。公募につきましては、防災さらべつとホームページで公募してございます。2 ページをお開き願います。 (2) の募集期間でございますけれども、平成 26 年 10 月 31 日から 26 年 11 月 14 日まで、約半月間募集しております。(3) の募集説明会でございますけれども、間で 11 月 4 日に株式会社さらべつ産業振興公社の出席をいただきまして説明会を開催してございます。(4) の第 2 回の指定管理

者選定委員会を平成 26 年 11 月 25 日に開催してございます。内容につきましては申請書の内容確認、書類選定、面接選定、最終審査を行ってございます。株式会社さらべつ産業振興公社の江本代表取締役も出席を頂いて面接を行っております。5 の評価方法でございますけども、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例にもとづきまして、選定基準が次のページにまたがりますけども 5 つございます。で、11 の審査項目によりまして審査を実施しております。3 ページの 6 審査の方法でございます。(1) としまして書類選考で内容を確認し、その後改めて面接選考にて総合的に点数評定し決定してございます。応募者から提出されました事業計画書、収支計画書にもとづき審査を実施しております。(2) ですが劣の評定が 1 項目でも採点されれば、非該当とするというものでございます。(3) の面接選定で総合点が同点の場合は、重要視する項目の採点が多い団体を選定するというところでございましたが、応募が一団体でございましたので、これには該当いたしません。7 の最終審査の点数でございます。株式会社さらべつ産業振興公社 200 点満点中 112.6 点でございました。8 の選定理由でございますが、採点結果のとおり選定委員会の総意により、株式会社さらべつ産業振興公社を適当と認め、候補者に決定したところでございます。9 の選定委員でございますが、更別村公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱で定めた委員によるものでございます。副村長をはじめ、総務課、企画政策課、産業課、住民生活課、建設水道課、保健福祉課の課長職と指定管理者に管理を行わせようとする施設の所有課長職をもって充てるというものでございます。以上、補足説明とさせていただきます。

議 長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

1 番 高木さん

1 番高木議員

指定管理者の決定につきましては委員会の方で審議されているところなんですけど、この点数評価ということで劣の評定についてはどれくらいの点数によってつくかちょっとお聞かせ願いたい部分と、この満点で 200 点満点という数字の中で 112 点という半数程度の点数という部分ですが、こうなるとこれで充分住民に対するサービスの向上と、施設の管理等、この点数で充分まかなえてるのか、その辺の判断という部分で、総合点数の部分における認定といいますか、そういう部分は何点でも OK なのか、その辺の部分、ちょっとお聞きしたいなと思うんですが、よろしくをお願いします。

議 長
総務課長

吉本総務課長

200 点満点中 112.6 点でございますので、平均的な管理運営をしてくれるということでございまして、劣が 1 項目でもつきましたら非該当とするということでございまして、点数がたとえば平均が 80 点ということでも、指定管理するのかということでございますけども、今まで 1 社しか応募がないということでございますけども、なかなか競争原理も働かないっていうのもございまして、その時にはどうするか、劣がもしつい

		たらまた再募集かけるかっていうことにはなるかと思うんですけども、なかなか村内の事業所で手を挙げてくれないという実態がございまして、この施設につきましては今回3回目で、今までも6年間指定管理で管理運営していただいているということで、選定したものでございます。以上でございます。
議 長 1 番高木議員	1 番 高木さん	募集の状況と今まで継続的に管理していただいたという部分で充分対応できるのかなという部分で選定されているとは思いますが、様々な項目の中で、やっぱり充分足りてない点数の部分があるわけですから、その部分につきましては、指定管理をお願いする以上、何らかの改善といたしますか、要望という部分についてはきっちりと行っているのか、その辺ちょっと、もしあればお願いします。
議 長 産業課参事	本内産業課参事	ただ今のご質問の件でございますが、指定管理の審査委員会につきましては総務課所管ということで、そこで指定を受けこの議決をいただいた場合、施設の管理担当である私、産業課の方で実際に委託契約、この後協定を結びまして業務に取り掛かるということでございます。その中でただ今ご質問がありました点数の足りていない項目につきましては、指導の方をですね、担当課として指導をして、進めて参りたいというふうに考えてございます。これまでも委託業務につきまして内容審査等、指導等も行っているところでございます。経営状況等も厳しい面もございますけれども、民間活力といたしますか、そういったものを有効に発揮していただけるよう、指導等に努めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長		ほかにありませんか。
議 長		(ありませんの声あり)
議 長		これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議 長		これで討論を終わります。 これから議案第 68 号、更別村情報拠点施設及びさらべつカントリーパークの指定管理者指定の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長		異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議 長		日程第 17、議案第 69 号、どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者指定の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
村 長	岡出村長	議案第 69 号、どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者指定の件で

議長
総務課長

あります。どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者を次のとおり指定しようとするものでございます。1の管理を行わせる公の施設の名称であります、どんぐり公園プラムカントリー、2の指定管理者となる団体の名称でございますが、株式会社アドバンス代表取締役西田勉、3の指定の期間であります、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間とするものであります。理由であります、更別村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお本件につきましても資料を提出してございます。資料の内容説明等について吉本総務課長に補足説明をいたさせます。よろしくお願いを申し上げ、提案説明といたします。

吉本総務課長

資料の補足説明をさせていただきます。資料議案第69号でございます。一つ目の公の施設の名称及び所在地でございます。名称はどんぐり公園プラムカントリーでございます。所在地は起債のとおりでございます。2の募集概要につきましては、(1)応募資格は先程の議案と同じでございます。2の応募条件でございますが、どんぐり公園プラムカントリーを管理運営することができる団体であることということでございます。3の指定管理者候補者ですが、一つ目の選定対象団体は株式会社アドバンス代表取締役西田勉さんでございます。(2)の候補者の団体も同じでございます。4の候補者選定日程でございますが、(1)の第1回指定管理者選定委員会から2ページになりますが(4)の第2回指定管理者選定委員会につきましては、先程の議案第68条と同じ日程で行っております。5の評価方法につきましても、先程の議案と同じですので省略させていただきます。6の審査方法につきましても同じでございます。7の最終審査の点数でございます。株式会社アドバンス200点満点中109点ということでございます。8番9番の選定理由と選定委員につきましては、議案第68条と同じでございますので省略させていただきます。以上、補足説明といたします。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(原案賛成の声あり)

議長

これで討論を終わります。

これから議案第69号、どんぐり公園プラムカントリーの指定管理者指定の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。
議	長	したがって、本案は原案のとおり可決されました。 日程第 18、議案第 70 号、十勝圏複合事務組合規約の変更の件を議題 といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 70 号、十勝圏複合事務組合規約の変更の件であります。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。1 の理由であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、十勝圏複合事務組合から規約の一部変更について協議の申出があったことから、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。2 の要旨であります。今般の国の教育改革の一貫といたしまして、十勝圏複合事務組合教育委員会の組織体制について、5 人を教育長及び 4 人に変更するというものであります。次のページお願い申し上げます。変更する規約でございますが、現行教育委員会は 5 人の委員をもって組織するということになってございますが、改正では教育長及び 4 人の委員をもって組織するということでございます。附則といたしまして、1 この規約は平成 27 年 4 月 1 日から施行する、2 の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項の規定の適用がある場合における教育委員会の組織については、改正後の第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による、ということとしてございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。
議	長	(ありませんの声あり) 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。
議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから議案第 70 号、十勝圏複合事務組合規約の変更の件を採決いたします。
議	長	本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 19、議案第 71 号、とかち広域消防事務組合の設立の件、 日程第 20、議案第 72 号、南十勝消防事務組合規約の変更の件、及び 日程第 21、議案第 73 号、南十勝消防事務組合の解散の件、の 3 件を

一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡出村長

村 長

議案第 71 号、とかち広域消防事務組合の設立の件であります。地方自治法第 284 条第 2 項の規定により、帯広市他起債の 18 町村は消防に関する事務を共同処理するため、次のとおり規約を定め、とかち広域消防事務組合を設立するということであります。1 の理由であります、消防に関する事務を共同で処理するため、一部事務組合の設立について、地方自治法第 290 条の規定により、議決を経ようとするものでございます。次のページからですね、十勝広域消防事務組合規約でございますけれども、この内容につきましては、この後ですね、吉本総務課長に補足説明をいたさせます。次に議案第 72 号でございます。議案第 72 号南十勝消防事務組合規約の変更の件であります。地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、南十勝消防事務組合規約を別紙のとおり変更するものでございます。1 の理由であります、既存の一部事務組合を解散し、十勝 19 市町村をもって新たに消防事務を共同処理するとかち広域消防事務組合を設立することに伴い、事務の承継先をですね、定める南十勝消防事務組合規約の変更について、地方自治法第 290 条の規定により、議決を得ようとするものでございます。次のページが変更する規約であります。この事務の承継につきまして、第 15 条を新たに設けるものであります。内容であります、組合の解散に伴う事務の承継については、次のとおりとする。1 号といたしまして、消防に関する事務は、とかち広域消防事務組合が承継するということでございます。2 号といたしましては、消防団に関する事務は、各関係町村が承継するというようにしてございます。附則といたしましては、この規約は北海道知事の許可のあった日から施行するということでございます。次に議案第 73 号でございます。南十勝消防事務組合の解散の件であります。地方自治法第 288 条の規定により、平成 28 年 3 月 31 日をもって、南十勝消防事務組合を解散するということであります。1 の理由であります、とかち広域消防事務組合の設立に伴い、南十勝消防事務組合の解散について地方自治法第 290 条の規定により、別紙協議書案のとおり議決を経ようとするものでございます。次のページお願い申し上げます。別紙といたしまして、とかち広域消防組合の設立に伴う南十勝消防事務組合の解散に関する協議書であります。平成 28 年 4 月 1 日から十勝 19 市町村をもって新たに消防事務を共同処理するとかち広域消防事務組合の設立に伴う南十勝消防事務組合の解散について、地方自治法第 288 条の規定により下記のとおり定めるといってございまして、平成 28 年 3 月 31 日をもって南十勝消防事務組合は解散するとの内容でございます。歴史をもつ消防、南十勝消防事務組合からですね、十勝一本化にしようとするものでございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

議 長
総 務 課 長

吉本総務課長

議案第 71 号の補足説明をさせていただきます。1 枚おめくりいただき

まして、とかち広域消防事務組合規約でございす。第1章は総則で、第1条ではとかち広域消防事務組合という組合の名称を定めております。第2条では帯広市ほか十勝管内19市町村をもって組織することを規定してございす。第3条では組合の共同処理する事務、それから第4条は組合の事務所の位置を定めております。第2章は組合の議会でございます。第5条では議会の組織でございす。定数は38人とし、関係市町村の定数は次のとおりとするというものでございす。定数38人の内、半数の19人は市町村1名、残りの19人につきましては人口に応じて配分されております。第6条は議員の選挙を規定しております。1枚おめくりいただきまして、第7条につきましては組合議員の任期を定めております。第8条では議長と副議長について定めております。第9条は議会の事務局を定めております。第3章は組合の執行機関でございす。第10条では執行機関の組織及び選任の方法を定めております。第11条は執行機関の任期を定めております。第12条では補助職員を定めております。第13条は監査委員の規定でございす。次のページになります。第14条は監査委員の事務局を規定しております。第4章は組合の経費でございす。第15条では組合の経費の支弁方法について定めております。第2項(1)議会費は均等割の20%、議員定数人口配分割は80%とする旨を定めております。(2)の公平委員会費と監査委員費その他の組合運営費も均等割20%、人口割80%という規定でございす。第16条では負担金の納付について定めております。第5章は雑則でございす。第17条は必要な事項は組合長が定めるという規定でございす。附則としまして、4ページになります。第1項では施行期日を定めております。この規約は北海道知事の許可のあった日から施行する。第2項は経過措置でございす。平成28年3月31日までの間は、第3条に規定する事務の準備行為を行うものとする。第3項は事務の承継でございす。組合は平成28年3月31日限りで解散する、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合及び東十勝消防事務組合の消防に関する事務(消防団に関する事務を除く)、並びに池北三町行政事務組合の共同処理事務から除かれる消防に関する事務(消防団に関する事務を除く)、を承継するという附則でございす。以上、補足説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、これから議案第71号、議案第72号及び議案第73号に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第71号、議案第72号及び議案第73号に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

議	長	(原案賛成の声あり) これで討論を終わります。 これから議案第 71 号、とかち広域消防事務組合の設立の件、議案第 72 号、南十勝消防事務組合規約の変更の件及び議案第 73 号、南十勝消防事務組合の解散の件を一括して採決いたします。 議案第 71 号、議案第 72 号及び議案第 73 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
議	長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 したがって、議案第 71 号、議案第 72 号及び議案第 73 号は原案のとおり可決されました。
議	長	ここで昼食のため、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。(11 時 50 分)
議	長	休憩前に引き続き、会議を開きます。(13 時 30 分)
		日程第 22、議案第 74 号、平成 26 年度更別村一般会計補正予算第 6 号の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。
村	長	岡出村長 議案第 74 号、平成 26 年度更別村一般会計補正予算第 6 号の件であります。第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 225,993 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,546,153 千円とするものであります。2 項以下につきましては、お目通しをお願い申し上げます。今回の補正に関しての主なものといたしましては、帯広広尾間の生活バス路線維持に係る補助金の追加、帯広厚生病院移転改築整備に係ります運営費の補助金の追加、そして十勝消防広域化に伴います広域の指令センターおよび緊急無線デジタル化の整備に係る負担金を主なものといたしております。その他事務事業執行に係る執行残等の補正と今回の歳出補正や収入の精査を図りまして、それぞれ歳入の補正を行うものであります。なお、補正内容につきまして、三好副村長に補足説明をいたさせます。よろしくようお願い申し上げ、提案説明といたします。
議	長	三好副村長
副	村 長	それでは私の方から補足説明をさせていただきます。最初に歳出から補足説明をさせていただきます。13 ページをお開きください。款 2 総務費でございます。200,037 千円を追加しまして、1,168,473 千円とするものでございます。主な内容でございますけども、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費におきまして、説明欄をご覧いただきたいと思いますが、説明欄 (2) の臨時職員等管理事務経費で追加、211 千円を追加してございます。これにつきましてはですね、臨時職員の賃金につきまして正職員、準職員は前回の議会で改定をさせていただいたところでございますけども、一般事務補助員の賃金につきましても行政職俸給表 2 に準じて賃金額を設定しているところでございまして、その賃金表の改定に伴いまして 12 月 1 日在職者に限り 4 月から改定をする差額でございます。こ

こでは7賃金として5千円追加してございます。4の共済費につきましては、全体的にここで一元管理しているものですから、その共済費の部分206千円を追加しているところでございます。次に(3)北海道市町村備荒資金組合積立金200,000千円の追加でございます。19の負担金補助及び交付金で積立てるものでございますけれども、これにつきましては基金の積立のバランスの確保、それから利回り等を考慮しまして財政調整基金の一部を積み替えするというような内容でございます。続きまして14ページをお開きください。目4の地方振興費でございます。先ほど村長からも主なものとして説明がありましたけれども、説明欄(3)の生活交通路線維持対策事業につきまして1,675千円を追加するものでございます。これにつきましては19負担金補助及び交付金におきまして十勝バス広尾線の赤字分に対しまして国の限度額を超過する分につきまして、関連町村で負担していくものでございます。当初4,390千円を予算計上しておりましたけれども、算定の結果6,065千円となることによって、その差額を追加させていただくものでございます。次に15ページをお開きください。款3民生費、4,497千円追加しまして、583,654千円とするものでございます。主な内容でございますけれども、16ページをお開きください。目1社会福祉総務費の中で説明欄(6)にございますけれども、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金として、130千円を追加するものでございます。これにつきましては制度改正に伴うパソコンのシステムの改修ということでございます。次に目2の福祉の里総合センター費でございます。851千円の追加ということで、内容につきましては説明欄(1)の福祉の里総合センター維持管理経費で追加するものでございまして、11の需用費で施設の修繕費ということで当初から一定程度の修繕費を見込んでおりましたけれども、現状で非常用の発電機、ポンプの外の、ポンプ外の水回り、ボイラー等の修繕が必要だと、必要になったということで、851千円を追加させていただくものでございます。次に17ページに移らせていただきます。目1の児童福祉総務費でございます。説明欄(3)の児童福祉事業経費で926千円を追加するものでございます。これにつきましては、19負担金補助及び交付金ということで、保育士等の処遇改善臨時特例事業の補助金を追加させていただくものとなってございます。次17ページの下の方になりますけれども、目2の老人保健福祉センター費でございます。説明欄(1)の老人保健福祉センターの維持管理経費ということで、1,066千円を追加させていただくものでございます。11の需用費で老人保健福祉センター修繕費ということで追加させていただくものでございます。これも当初修繕費を一定程度みておりましたけれども、電話交換機のバッテリー、温泉の水回り、ポンプ等の修理の必要が生じてきたために追加させていただく内容になってございます。目3の老人福祉推進費でございます。説明欄(1)にございますけれども、介護保険事業特別会計繰出金ということで、187千円を追加するものでございます。保険給付費等の増が要因ということでございます。続きまして18ページをお開きください。款4衛生費でございます。

853 千円追加しまして 318,516 千円とするものでございます。主なものでございますけども、項 1 保健衛生費、目 1 の保健衛生総務費におきまして、2,763 千円を追加するものでございますけども、主なものとしまして、説明欄（２）にございますけども、医療施設等運営補助金ということで 2,694 千円を追加するものでございます。当初予算ではですね、ここに 19 負担金補助及び交付金ということで帯広厚生病院救命救急医療対策費負担金ということで計上しておりましたけども、補助の方式の変更ということでその下にありますように、帯広厚生病院運営費補助金ということで、2,810 千円を追加するものでございます。これにつきましては、厚生病院は十勝の唯一の地方センター病院として特殊な疾病、高度専門医療に対応できる医療機関ということで、厚生病院の安定的運営を図るため、不採算部門の収支不足を公的病院への助成に関する特別交付税措置を活用して補助するものというふうになってございます。補助の総額は管内 19 市町村で総額 300,000 千円、毎年ですね、帯広市が 210,000 千円、町村が 90,000 千円という配分で、町村につきましては患者数割と均等割をもって補助をするという内容でございます。ちなみに不採算医療部門につきましては、救命救急センター、小児救急医療、周産期医療、小児医療、精神医療の 5 部門を対象にしているところでございます。その下目 4 診療所費でございますけども、409 千円の追加でございます。説明欄（１）でございますけども、特別会計診療施設勘定の繰出金として同額を追加するものでございます。これにつきましては医療事務、看護補助員の賃金の改定に伴うものとなってございます。続きまして 19 ページに移らせていただきます。項 3 上水道費、目 1 簡易水道費で 823 千円を減額するものでございます。内容につきましては、説明欄（１）の簡易水道事業特別会計繰出金ということで同額を減額するものでございまして、28 の繰出金で財源補てん分の減額でございまして、一般事務経費、施設の維持管理経費、調査委託料等の減に伴う繰出金の減額という内容になってございます。続きまして項 4 下水道費、目 1 下水道費で 1,608 千円の減でございます。説明欄（１）の公共下水道事業特別会計繰出金ということで、同額を減額するものでございます。28 の繰出金におきまして、財源補てん分ということで減額するものでございますけれども、下水道施設の整備事業の減に伴う繰出金の減ということでございます。続きまして、款 6 の農林水産業費 5,075 千円を減額しまして、282,845 千円とするものでございます。内容につきましては、項 1 農業費、目 2 の農業振興費におきまして 2,414 千円の追加でございます。主な内容でございますけども、説明欄（１）の農業振興補助金等ということで 2,332 千円を追加するものでございまして、19 の負担金補助及び交付金において農地中間管理機構集積協力金の交付金ということで追加させていただくものでございます。これにつきましては担い手の農地集積集約化を加速させることを目的に経営規模縮小などにより農地を 10 年以上機構に貸与する場合、10 アールあたり 20 千円を支給するという内容でございまして、その案件が発生したことに伴う予算の追加とな

ってございます。次に少しとばさせていただきます、21 ページをお開きください。農業費の目 5 畜産業費でございます。4,341 千円を減額するものでございますけども、主な内容といたしまして、説明欄（1）村営牧場維持管理経費で 3,655 千円を減額するものでございます。主なものといたしまして 7 の賃金で、牧場の業務員賃金、牧場管理人賃金でございますけども、1,513 千円を減額するものでございます。牧場の管理人賃金につきましては、嘱託が 1 名減というようになったことに伴う減額でございます。次に 11 需用費でございます。1,678 千円の減でございます。主なものといたしまして、消耗品費で 1,514 千円の減でございます。これにつきましては肥料それから駆虫薬の減額によるものでございます。それからその下説明欄（3）の畜産振興事業補助金等で 642 千円を減額するものでございます。19 負担金補助及び交付金で減額するものでございますけども、自給飼料増産推進事業助成金ということで、いわゆる自力草地の部分でございます。これの事業量の減少に伴う減額となっております。続きまして 22 ページをお開きください。項 2 林業費、目 1 林業振興費で 1,361 千円の減でございます。主なものといたしまして、説明欄（1）有害鳥獣駆除対策経費ということで 1,253 千円を減額するものでございます。19 負担金補助及び交付金におきまして、鳥獣害防止対策協議会の助成金が減額となるものでございまして、クマの捕獲、それから火葬処理の部分での減額が主なものとなっております。続きまして款 7 商工費でございます。794 千円減額しまして、110,570 千円とするものでございます。項 1 商工費、目 3 観光費におきまして、主なものでございますけども、説明欄（2）の観光物産総合振興事業で 852 千円を減額するものでございます。主なものでございますけども、13 委託料で 776 千円を減額するものでございますけども、これにつきましては芍薬の栽培試験を行っておりますけども、その調査委託料の減額という内容になってございます。続きまして 23 ページに移らせていただきます。款 8 土木費 19,472 千円を減額しまして、616,247 千円とするものでございます。主なものでございますけども、項 2 道路橋りょう費、一番下いきまして目 3 道路新設改良費で 8,160 千円の減額でございます。内容につきましては説明欄（1）道路改良舗装事業におきまして、8,160 千円を減額するものでございます。この内 15 工事請負費で 8,027 千円を減額するものでございます。次のページ、24 ページうつりまして、道路橋りょう工事費ということで載ってございますけども、道路整備工事費におきまして南 8 線改良舗装、東栄協和線改良、南 14 線取付改良事業に伴うですね、事業費の減額という内容になってございます。村道舗装強化工事費 2,817 千円の減でございますけど、これは更別停車場線、南 13 線、南 1 線の部分の減額という内容になってございます。市街地歩道改修工事費 610 千円の減でございますけども、これは上更別駅北通り、上更別停車場線の減額という内容になってございます。次に項 3 住宅費、目 1 住宅管理費で 9,279 千円の減額するものでございます。主な内容でございますけども、説明欄（2）の村営住宅等改修事業で 9,050 千円を

減額するものでございます。これにつきましては花園団地、曙団地、中央団地の改修に伴う執行残等で減額するものでございます。続きまして款9消防費、項1消防費、目1消防費におきまして、49,420千円を減額するものでございます。主な内容につきましては、説明欄(1)の南十勝消防事務組合補助金等で49,420千円を追加するものでございます。これは消防の広域化に伴う部分でございます、高機能指令センター分で23,708千円、消防救急無線デジタル部分で25,712千円を追加していくものでございます。これにつきましては27年度の繰越事業となるものでございます。続きまして款10教育費でございます。3,473千円減額しまして、522,723千円とするものでございます。主なものでございますけれども、項2小学校費、目1学校管理費で1,458千円を減額するものでございます。内容ですけれども説明欄(2)の学校施設改修事業ということで、1,559千円の減でございます。15の工事請負費で更別小学校校舎等改修工事費で298千円の執行残でございます。次のページいきまして、上更別小学校等改修工事費ということで、校舎改修、職員トイレ、屋外トイレ等ですね、改修工事の執行残で1,261千円の減という内容でございます。少しとばさせていただきます、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費で1,651千円を減額するものでございます。主な内容でございますけれども、説明欄(2)の園舎改修事業ということで、工事請負費において1,826千円を減額するものでございます。これにつきましては駐車場の改修工事ということでの執行残でございます。以上で歳出の方の説明を終わらせていただきます。

次に歳入の方の説明をさせていただきます。8ページをお開きください。款1村税で1,290千円追加しまして505,715千円とするものでございます。内容につきましては項1村民税の目1個人の部分で1,047千円の減でございます。主に株式や土地、建物に係る譲渡所得課税額が見込みより少なかったことに伴う減額という内容になっております。目2の法人におきましては2,337千円の追加でございます。法人税割の収入が見込みより多かったということで、実績等を踏まえまして追加させていただくものでございます。次に款11分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金で137千円の減額でございます。これにつきましては札内川地区かんがい排水維持管理分担金で137千円を減額するものでございます。次に款12使用料及び手数料で3,120千円減額しまして、185,359千円とするものでございます。主なものでございますけれども、項1使用料、目4農林水産使用料で3,141千円を減額するものでございます。内容につきましては、牧場の入牧使用料ということで3,141千円を減額するものでございます。当初18,337千円を見込んでおりましたけれども、入牧頭数が523頭から434頭に減少したということに伴う減額の内容になってございます。続きまして9ページをお開きください。款13国庫支出金で3,329千円追加しまして236,561千円とするものでございます。主なものといまして、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金ということで、説明欄にございますようにがんばる地域交付金という

ことで 2,230 千円を追加するものでございます。この交付金につきましては地域活性化効果実感臨時交付金ということで、本村においては更南の情報無線の鉄塔の中継局の整備に充当しているところでございます。目 2 の民生費国庫補助金 812 千円の追加でございます。主なものとしまして、説明欄にありますように保育緊急確保事業費補助金ということで 694 千円を新規で追加するものでございます。続きまして款 14 道支出金でございます。3,387 千円追加しまして、127,194 千円とするものでございます。主なものでございますけれども、項 2 道補助金、目 1 総務費道補助金で 969 千円を追加するものでございます。主なものでございますけれども、説明欄のところに地域づくり総合交付金がございますけれども、これにつきましては第 9 号明渠排水路ののり面改修事業をこの交付金にあてるとということで、交付金が増加されるものでございます。次のページいきまして、10 ページになりますけれども、目 4 農林水産業費道補助金で 2,332 千円を追加するものでございます。歳出でもご説明させていただきましたが、農地中間管理機構の集積協力金の交付金ということで、需用費全額 2,332 千円を追加するものでございます。続きまして款 15 財産収入でございます。3,546 千円を追加しまして、28,958 千円とするものでございます。内容でございますけれども、項 2 財産売払収入の目 1 不動産売払収入で 660 千円を追加するものでございます。これにつきましては村有林の立木売払収入で入札の結果、660 千円を増額になったものによるものでございます。目 2 の物品売払収入で 2,886 千円の追加でございます。これも村有林の粗材分の売払収入ということで追加するものでございます。続きまして款 16 寄附金、169 千円追加しまして 180 千円とするものでございます。これにつきましては、項 1 の寄附金、目 1 の総務費寄附金で協働のまちづくり基金指定寄附金で 79 千円、目 2 の教育費寄附金で、こども夢基金の指定寄付金で 90 千円を追加する内容でございます。続きまして款 17 繰入金でございます。177,244 千円を追加しまして、320,042 千円とするものでございます。内容でございますけれども、項 1 基金繰入金におきまして、目 1 の財政調整基金繰入金 199,999 千円を追加するものでございます。これは歳出でもご説明しましたが、備荒資金の方に積替えをするもので、財政調整基金から繰入するものでございます。目 4 の村有林野基金繰入金 4,957 千円の件でございます。これにつきましては立木の、立木粗材の売払い等の収入があつて、財源確保ができたことによってですね、基金の繰入費を 4,957 千円減額するものでございます。目 6 の公共施設等整備基金繰入金でございます。17,798 千円の減でございます。これにつきましては若葉公営住宅の建替えの財源が一定程度確保できたということで、確保できた部分の基金繰入を減額する内容となっております。続きまして款 19 諸収入で、385 千円追加しまして、80,926 千円とするものでございます。内容につきましては省略させていただきたいと思います。続きまして 12 ページに移らせていただきます。款 20 村債 39,900 千円追加しまして 592,610 千円とするものでございます。内容につきましては、項 1 村債、目 1 緊急防災

減災事業債で49,400千円を追加するものでございます。これにつきましては、消防設備整備事業ということで、広域の指令センター、救急デジタル無線の事業費を充てるものでございます。目2の過疎対策事業債9,500千円の減額でございます。歳出でも説明しましたけども、村道の整備事業の事業費が減少したことに伴う、起債の減額という内容でございます。

続きまして、4ページをお開きください。第2表債務負担行為でございます。行政区会館浄化槽維持管理委託料、火葬場浄化槽維持管理委託料、塵芥収集運搬業務委託料につきましては、26年度で期間満了に伴いまして、27年度から3年間、委託することに伴う債務負担行為でございます。行政区会館につきましては1,132千円、火葬場につきましては87千円、塵芥収集運搬につきましては46,191千円と限度額を定めているところでございます。その下、どんぐり公園プラムカントリー管理委託料で、27年から29年の3か年分で43,530千円、更別村情報拠点施設管理委託料で14,577千円、さらべつカントリーパークの管理委託料で8,271千円ということで、先程の指定管理の部分での議案で可決させていただきましたけども、その部分の債務負担金の限度額を設定しているところでございます。あわせまして113,788千円の限度額を設定してございます。続きまして5ページをお開きください。地方債補正でございます。左から起債の目的そして右行きまして補正前、補正後というふうに表をつくらせていただいておりますけども、今回変更が生じたのは、緊急防災減災事業債におきまして、消防の高機能指令センター、消防救急デジタル無線の部分で49,700千円を追加する内容となっております。次にその下、過疎対策事業費でございますけども、村道整備の事業費減に伴いまして9,500千円減額して389,100千円とするものでございます。合計にいきまして、補正前552,710千円から補正後592,610千円ということで39,900千円を追加する内容になってございます。以上、主なものということでご説明をさせていただきました。以上でございます。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

4番 松橋さん

4番松橋議員

あの、農林産業の村牧の関係で、入牧頭数が減ったから収入が落ちるのは理解できるんですけども、それによって人件費も、もちろんそれから諸々の経費も削減しているんですけど、たしか春の時にはなかなか人集めに苦労されているとお聞きしたんですけども、結局入牧頭数が少なくなったから予定した人員は集めなかった、というか途中で解約したんですか。人はいないから、それだけの。

議長
産業課長

安部産業課長

牧場嘱託職員の賃金の減額はですね、当初6名の予定でやりました。それで春先に人集めに苦慮しているということでしたけども、結局は集まらず5名プラス日額の職員という対応でシフトを組み直してですね、なんとか1年間やってきたわけですけども、決して頭数が少なくなった

		からその分で募集やめたというわけではございません。シフトの組み直しにより、なんとか1年間やってきたというもので、今回1名分ということで減額させていただいている次第でございます。以上です。
議	長	ほかにありませんか。
		(ありませんの声あり)
議	長	これで質疑を終わります。
		これから本案に対する討論を行います。
		討論の発言を許します。
		(原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第74号、平成26年度更別村一般会計補正予算第6号の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第23、議案第75号、平成26年度更別村国民健康保険特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第75号、平成26年度更別村国民健康保険特別会計補正予算第3号の件であります。第1条として事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ522,084千円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ409千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ353,617千円とするものであります。まず事業勘定の歳出から説明を申し上げます。8ページをお願い申し上げます。8ページは事業勘定の歳出であります。款1の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費で130千円の追加であります。今回の補正に関しましては、国保事業に係りますコンピューターシステムの改修費の追加でございます。北海道自治体情報システム協議会負担金130千円を追加するものであります。次に歳入7ページをお願い申し上げます。歳入であります。款9の繰入金、項1の他会計繰入金、目1の一般会計繰入金で130千円を追加するものであります。今回のシステム改修に伴う負担金増加につきましては、一般会計の繰入金で歳入歳出のバランスを整えたものであります。次に診療施設勘定にまいりまして、12ページをお願い申し上げます。診療施設勘定の歳出であります。款1の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費で409千円の追加であります。一般会計でも説明申し上げましたけれども、人事院の勧告に基づきまして、臨時職員、嘱託職員の賃金を改定するものであります。医療事務職員といたしましてはですね2名分、看護補助員賃金といたしましては7名分ですか、あわせて9名の賃金に係るものであります。次に歳入11ページをお願い申し上げます。診

		療施設勘定の歳入であります。款4の繰入金、項1の他会計繰入金、目1の一般会計繰入金で409千円と、一般会計からの繰入金で追加をするものであります。これにつきましても歳入歳出のバランスを一般会計の繰入金でとったものであります。以上、提案説明いたします。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第75号、平成26年度更別村国民健康保険特別会計補正予算第3号の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第24、議案第76号、平成26年度更別村介護保険事業特別会計補正予算第2号の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第76号、平成26年度更別村介護保険事業特別会計補正予算第2号の件であります。第1条であります。事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ299,409千円とするものであります。今般の補正につきましては、介護予防および高額医療合算介護サービス費について、遅延分をですね含めて所要の追加をするものであります。なお内容について、三好副村長に補足説明をいたさせます。よろしくお願いを申し上げ、提案説明いたします。
議	長	三好副村長
副 村 長	長	それでは説明をさせていただきます。まず歳出の方からでございます。7ページをお開きください。款2保険給付費で1,500千円を追加するものでございます。内容につきまして、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス等諸費におきまして、説明欄にございますように (1) 介護予防サービス等事業で、居宅介護予防サービス給付費の増加に伴う負担金補助及び交付金の追加となっております。項4高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費で800千円を追加するものでございます。内容につきましては、説明欄(1)の高額医

療合算介護サービス事業で、19 負担金補助及び交付金で 800 千円を追加するものでございます。この内容でございますけども、これにつきましては、この制度はですね、1 年間の医療保険と介護保険に係る自己負担の合算額が著しく高額となる場合に負担を軽減する制度で、平成 20 年度に制度が創設されております。その中でですね、介護の部分について、平成 24 年度で 40 件、1,253,252 円、平成 25 年度におきまして 777,068 円、あわせて、重複している方もおりますので実件数としては 2,030,320 円の支給の遅れがございました。この中でですね、少ない方で 2,097 円、多い方で 322,603 円という内容でございます。この制度、負担軽減する制度で、支給の遅れ等が発生してはならないことで、多くの方に不利益それからご迷惑をかけたところでございます。このことが確認できまして、11 月 14 日にですね、早急に給付をすべく、予算措置をさせていただきました。もともとこの高額医療合算介護サービス費で予算措置されていたものが 499 千円、そして予備費から 800 千円を充用させていただきました。さらに介護サービス等諸費におきまして 731,320 円を予算流用させていただきました。合計 2,030,320 円の財源を確保させていただきました。11 月 20 日この支給の遅れていた方々に対して、高額医療合算介護サービス費を支給させて、給付させていただいたところでございます。そんな中ですべての予算を使い切ったということで、今回この高額医療合算介護サービス費の 19 負担金補助及び交付金において、本年度に給付すべき事業費を追加させていただく内容となっております。続きまして、歳入の方をご説明させていただきます。5 ページをお開きください。款 3 国庫支出金で 375 千円を追加するものでございます。内容につきましては項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金で 300 千円を追加するものでございます。保険給付の増加分という内容となっております。項 2 の国庫補助金、目 1 の調整交付金で 75 千円を追加するものでございます。これも給付費の増という内容でございます。次に款 4 支払基金交付金、項 1 支払基金交付金、目 1 介護給付費交付金で 435 千円を追加するものでございます。これにつきましても、給付費の増ということで追加するものでございます。次に款 5 道支出金、項 1 道負担金、目 1 介護給付費負担金で 187 千円を追加するものでございます。これも給付費の増という内容でございます。次に 6 ページに移らせていただきまして、款 7 繰入金で 503 千円を追加するものでございます。項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金ということで 187 千円追加するものでございます。これにつきましても給付費の増という内容でございます。項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金で 316 千円を追加する内容でございます。介護保険事業の基金からの繰入金を 316 千円追加する内容となっております。以上、説明を終わらせていただきます。

議長

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

(ありませんの声あり)

議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議	長	これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 76 号、平成 26 年度更別村介護保険事業特別会計補正 予算第 2 号の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 25、議案第 77 号、平成 26 年度更別村簡易水道事業特別会 計補正予算第 2 号の件を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。 岡出村長
村	長	議案第 77 号、平成 26 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算 第 2 号の件であります。第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総 額から歳入歳出それぞれ 791 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ 42,853 千円とするものであります。歳出から説 明を申し上げます。6 ページをお願い申し上げます。款 1 の水道経 営費、項 1 の水道経営費、目 1 の水道管理費におきまして、791 千 円を減額するものであります。ほぼですね、施設整備等に係る事業 につきましては終了してございまして、執行残部分をですね、調整 するものであります。13 の委託料で 231 千円の減、15 の工事請負 費で 243 千円の減、27 の公課費で 317 千円を減ずるものでありま す。次に 5 ページ、歳入でございます。歳入でありますけれども、 款 3 の繰入金、項 1 の他会計繰入金、目 1 の一般会計繰入金 823 千 円をですね、一般会計繰入金を減ずるものでございます。次に款 4 の繰越金、項 1 の繰越金、目 1 の繰越金 32 千円追加でございまし て、これにつきましては前年度の繰越金として追加をするものであ ります。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願い申 し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 ありませんか (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)

議	長	これで討論を終わります。
		これから議案第 77 号、平成 26 年度更別村簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号の件を採決いたします。
		本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。
		したがって、本案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 26、議案第 78 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号の件を議題といたします。
		提案理由の説明を求めます。
		岡出村長
村	長	議案第 78 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号の件であります。第 1 条であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 11,551 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 167,579 千円とするものであります。歳出から説明を申し上げます。8 ページをお願い申し上げます。歳出であります。款 2 の事業費、項 1 の下水道整備費、目 1 の下水道建設費におきましてですね、11,551 千円の減額であります。13 の委託料におきまして 75 千円の減、15 の工事請負費におきまして 11,476 千円の減であります。15 の工事請負費におきまして、浄化センターの電気設備、乾湿装置の更新を行ってございしますが、これにつきまして大幅にですね、減額となったものであります。次に項 2 および項 3 につきましては、財源の振替ということでございます。次に歳入、6 ページをお願い申し上げます。款 1 の分担金及び負担金に項 1 の分担金におきまして、229 千円の追加であります。この内訳でございますが、目 1 の下水道事業分担金、目 2 の個別排水処理事業分担金、目 3 の農業集落排水事業分担金におきまして、収納状況等から勘案いたしまして、それぞれ追加および減額をするものであります。次に款 3 の国庫支出金、項 1 の国庫補助金、目 1 の下水道事業国庫補助金 6,200 千円の減額でございます。これにつきましては先程申し上げました浄化センター電気設備、乾湿装置の更新事業におきまして、大幅な減額となりましたので、補助金も減額をするものであります。次に款 4 の繰入金、項 1 の他会計繰入金、目 1 の一般会計繰入金におきまして、1,608 千円を減額するものでございます。事業費減等によりましてですね、一般会計からの財源補てん分について調整をするものであります。次の 7 ページにまいりまして、款 5 の繰越金、項 1 の繰越金、目 1 の繰越金におきまして、28 千円を追加するものであります。これは前年度の繰越金でございます。次に款 7 の村債、項 1 の村債におきまして 4,000 千円を減額するものでございまして、内訳といたしましては、目 1 の下水道事業債におきまして 1,700 千円の追加、目 2 の過疎対策事業債につきましては 5,700 千円の減でございます。それぞれ起債の調整を行ってですね、このように増減するものでございます。次に 3 ページをお願い申し上げます。3 ページはですね、地方債の補正でございます。下水道事業債に

		おきましては、補正前の額からですね、1,700 千円を増加させまして、22,000 千円とするものでございます。過疎対策事業債につきましては補正前の額から 5,700 千円を減額いたしまして、7,900 千円となるものでございます。合計で 4,000 千円の減で、29,900 千円となるものでございます。以上、提案説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。
議	長	説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。 質疑の発言を許します。 (ありませんの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 これから本案に対する討論を行います。 討論の発言を許します。 (原案賛成の声あり)
議	長	これで討論を終わります。 これから議案第 78 号、平成 26 年度更別村公共下水道事業特別会計補正予算第 3 号の件を採決いたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、本案は原案のとおり可決されました。 おはかりいたします。 議事の都合により 12 月 11 日から 12 月 14 日までの 4 日間、休会いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、12 月 11 日から 12 月 14 日までの 4 日間休会することに決定しました。 なお、12 月 15 日の会議は、議事の都合により特に午後 1 時 30 分に繰下げて開くことにいたします。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日は、これをもって、散会いたします。(14 時 28 分)